

# I 子どもの育ち支援プログラム

令和7年10月版

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部生活援護課

## I 子どもの育ち支援プログラム

### 1 目的

生活保護世帯等の子どもの支援の開始にあたり、子どもの健全な育ちが得られるよう、子どもの成長段階に応じて課題を整理し、適切な支援につなげていく。

### 2 対象世帯

支援対象者のうち概ね0歳から20歳までの子どもとその保護者

### 3 実施主体

福祉事務所

### 4 主な関係機関

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、教育委員会、児童相談所、市町村（保健関係、子育て支援関係課）等

### 5 実施方法

- (1) アセスメント・支援シート（ツール1）により、子どものいる世帯の生活状況、保護者の子育てに対する認識、子どもの将来に対する希望等を把握し、課題を整理する。
- (2) 課題、支援方法や解決の道筋を保護者と共有し、必要に応じて、関係機関と連携して支援に取り組む。

### 6 実施内容

- (1) 保護開始から概ね3か月の間に、家庭訪問等により、子どもと保護者の状態を把握し、アセスメント・支援シート（ツール1）を作成する。アセスメント・支援シート（ツール1）の作成は、プログラム参加への同意が得られたか否かにかかわらず、通常のケースワーク業務の範囲として行う。プログラム参加の同意が得られたものについては、当該家庭から了解が得られた範囲で関係機関や、子どもや保護者自身から情報を聞きとることなどにより、アセスメントの情報を補う。
- (2) アセスメント・支援シート（ツール1）は、その内容、支援課題を踏まえ、ケース検討会議を実施する等により、具体的な支援方針、支援内容・方法、役割分担等を決め、支援方針欄に記入する。
- (3) 世帯の状態により、適宜、課題や支援内容、役割分担を見直す。

(4) 保護者と課題や支援内容について話し合い、情報を共有する。

(5) 主な支援内容は以下のとおりとする。

ア 日常生活支援（生活環境や生活習慣の改善、行政手続や健診受診等の支援）

イ 養育支援（保護者の養育上の悩みに対する支援・不適切な養育等に対する指導）

ウ その他、子ども自身の発達・学業・進路についての支援、不登校への支援など、課題に応じた支援へつないでいく。

#### 別紙「支援のイメージ図」（I-6）参考

(6) 支援の方法・役割分担について

ア 既存の有効なプログラムがあれば、活用する。

イ 個別の課題がある場合は、専門の関係機関につなぐ。

ウ 保護者の理解が得られず、専門の関係機関につなげることができない場合も、保護者の理解が得られるよう継続的に理解を促す。

エ 子どもに差し迫った課題が無い場合でも、定期的な家庭訪問等により状況を把握し、見守る。

オ 子どもが所属している機関（学校、保育所、施設等）や、すでに利用している相談機関等があり安定している場合は、そうした機関との関わり状況を把握して見守り、必要に応じ連携して取り組む。

## 7 具体的な支援における留意点

(1) 子育ての状況の把握、アセスメント、支援方針について

ア 家庭訪問を行い、保護者と子どもに面接を実施し、生活状況や子育ての状況を確認する。家庭訪問の時期は、保護開始から概ね3ヶ月の間に行うことを原則とする。

イ 面接の際はアセスメント・支援シート（ツール1）と気づくためのシート（ツール3）を活用し、生活状況や意向、課題、支援のポイントなどを整理する。

ウ アセスメント・支援シート（ツール1）と気づくためのシート（ツール3）は保護者や子どもと一緒に記入することも想定して作られている。保護者と子どもの現状や将来の希望などについて話し合い、保護者とともにこれらのシートを記入していくことで、支援課題の整理、共有化が可能となる。

(2) プログラムへの導入と同意について

ア 具体的な支援にあたっては、子ども及び保護者とあらかじめよく話し合い、ともに歩む姿勢を示す。福祉事務所が保育所や学校などの関係機関との調整や情報交換に関与する場合や、子どもの様子など個人情報を直接関係機関から得る場合は、子ども及び保護者の同意を得て行うことが前提となる。

- イ 同意については、保護開始から概ね3か月以内に、通常のケースワークの中でプログラムへの導入をし、ケースワーカー又は子ども支援員が、面談時に原則として書面で同意を得て、記録に留める（ツール2）。書面での同意が得られない事情がある場合は、ケースワーカー又は子ども支援員の支援の中で、口頭で同意を得て、その旨記録に留める。
- ウ 子どもや保護者に子育て（養育）で困っていることや悩んでいることがあれば、問題解決のために力になりたい旨を伝える。
- エ 保護者とともにアセスメント・支援シート（ツール1）を記入した場合で、保護者とケースワーカー又は子ども支援員の評価内容が異なる場合は面接後にケースワーカー又は子ども支援員が評価の異なる部分を朱書き加筆する。
- オ 気づくためのシート（ツール3）には乳幼児から小学校低学年を対象とした「乳幼児・学童初期用」と小学校高学年以上を対象とした「児童・生徒用」があるため、子どもの年齢に応じて使い分ける。
- カ 支援課題の緊急度・重要度に応じて次回のアセスメント時期を決める。支援すべき課題が特に見あたらない子どもであっても、年に1回は子どもと保護者の状態を把握し、アセスメントと支援方針の見直しを行う。子どもに直接会えないケースについては、必ず、子どもを現認している関係機関からの情報を得て、アセスメント・支援シート（ツール1）に記載をしておく。又、直近6ヶ月において全く現認がされていない場合には、ケース検討会議等により早急に対応を検討する。
- キ より支援が必要と思われる世帯に対しては、以下の例を参考とする。
- ・子どもの発達に遅れがあると思われる場合  
⇒市町村や保健所の保健師、又は児童相談所など、より専門的な相談ができる関係機関を紹介し、相談につながるように支援する。
  - ・いじめや進路選択など学校生活や進路に関連した悩みを抱えている場合  
⇒悩みの詳細を聴き取り、適切な関係機関に相談がつながるようにする。
  - ・学校などの関係機関に対する不満の訴えが多い場合  
⇒訴えを傾聴し、不満に思う原因が解決可能なものについては調整する。  
ただし、子ども・保護者と関係機関との信頼関係を保つために無理はせず、調整の機会をうかがう。
  - ・福祉事務所の直接的支援に抵抗感がある又は拒否している場合  
⇒査察指導員を含めた役割分担により複数体制で粘り強く関わる。子育て（養育）支援以外の切り口で、関わりの糸口を探る。
  - ・関係機関で情報共有やカンファレンスが必要と思われる場合  
⇒市町村子ども担当課窓口にケースカンファレンスの開催について相談する。
  - ・子どもへの虐待が疑われる場合  
⇒市町村子ども担当課窓口又は児童相談所への通告を検討する。

⇒虐待通告による対応は、虐待通告受付手順の手引（ツール8）が参考となる。

### （3）制度説明などについて

- ア 子育てに関する生活保護上の取扱いや行政サービスなどについて説明し、保護者が十分に理解できるよう支援する。
- イ これらの説明には、子育てに関するQ&A（ツール4）や子育て支援担当課作成の各種資料を使い、わかりやすい言葉で丁寧に説明する。
- ウ ケースワーカーが予防接種や乳幼児健診などの保健サービスの概要について理解を深めたい場合は、子育て支援保健サービス一覧（ツール5）、市町村の保健事業（ツール6）、母子保健サービス事業の県と市町村の役割分担（ツール7）が参考になる。

### （4）各ステージにおける支援のポイント

#### 妊娠から出産まで

- ◎母子健康手帳を取得して、妊婦健康診査を適切な時期に受けているか定期的に確認する。
- ◎妊娠や出産の悩みがあれば傾聴し、不安の解消に努める。
- ◎妊娠や出産に関連して活用可能な制度や生活保護上の取扱いを丁寧に説明し、出産に向けて経済面での不安を取り除くよう配慮する。
- ◎産後の養育について、出産前の支援が特に必要と思われる場合は、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会と連携を図る。

#### 乳児期から小学校低学年まで

- ◎子どもの予防接種、健康診査や歯科健診などの受診状況を確認し、身長や体重から発育状態に問題がないか確認する。
- ◎日常生活の支援が重点となるため、身体の発達と動き、顔色、偏食などの健康面、身だしなみ、服装などの衛生面、家の中などの整理整頓、就寝時間や1日のリズムなどの生活環境面を観察し、日常的な生活習慣を身に付けられるようにする。
- ◎保護者の子育ての悩みや不安を受け止め、家庭状況を把握し、子どもが集団生活に適応出来るよう心がける。
- ◎保育園児については、関係機関と連携し、就園状況を把握する。

#### 小学生

- ◎起床、食事、就寝の生活リズムをポイントとし、学習、遊び、運動、休養のバランスをうまくとりつつ、健全な育成環境を整え、定着出来るようにする。
- ◎子どもに直接会うことにより、子どもの興味や関心を引き出し、子ども自身が本来持っている力を引き出せるようにする。
- ◎学習習慣がない子どもや学習に課題がある子どもへの学習の習慣づけ、支援の方策を工夫する。

- ◎安定した学校生活が送られているかを確かめ、クラス内、先生、友人達との集団適応能力を把握する。
- ◎親子関係を観察することにより、子ども・保護者それぞれの立場を理解して寄り添う。
- ◎自己表現の第一歩であるあいさつがきちんと出来るよう、人前での不快な振る舞い、乱暴な言葉遣いなどに気を付け、マナーや礼儀を身につけるようにする。

**中学生**

- ◎子どもの目線に立ち、思春期の心と身体の変化に対応した支援や工夫を行う。
- ◎進路については「**Ⅱ高校進学等支援プログラム**」などを活用し、進学や就業の方向付けと一緒に考える。
- ◎子どもへの1対1の直接的支援を行う際には、世帯の背景を慎重に把握し対応する。
- ◎「べつに・・」「ふつう」などの表現方法は、思春期特有の表現方法として受け止める。

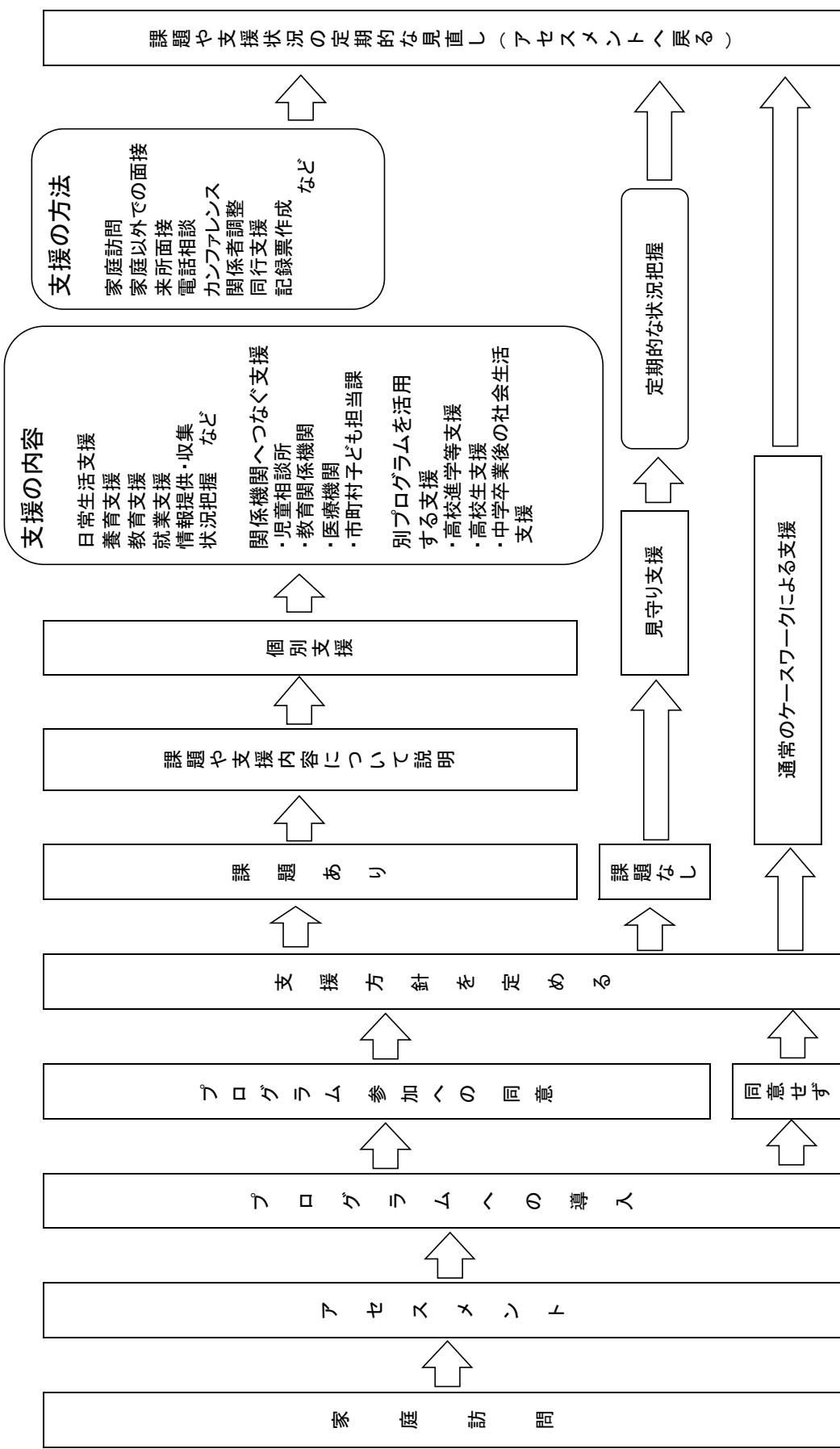
**中学卒業後から高校卒業まで**

- ◎「**Ⅲ高校生支援プログラム**」などを活用し、高校生活を継続できるよう、関係機関と連携、協働を図り、学校生活の定着と卒業、その後の進路支援と自立につなげる。
- ◎思春期の特性に配慮し、世帯の背景を考え、子ども・保護者、それと適切な距離を保ちながら、慎重に支援する。
- ◎家庭の事情のために、子どもが将来をあきらめることがないよう、他に方策がないか共に考え方を応援する。

(5) その他

- ア 必要に応じて、査察指導員が年度末に、次年度の子どもを養育する世帯を「支援対象者リスト」としてまとめ、福祉事務所のケースワーカーなどに配付し、所内の意識付けを図る。
- イ 子どもに直接会うことが難しい場合でも、継続的な支援をしていく必要があるため、なるべく会う機会をうかがう。
- ウ 通学している子どもと面接する場合は部活動のない日、学校行事の代休日や長期休業期間などを利用する。
- エ 家庭以外で子どもと面接する場合は、学校や公民館、役場などを利用するなど工夫する。
- オ 具体的な支援方法・展開は、アセスメントシート活用例（ツール1）を参照とする。
- カ 生活保護世帯以外の子どもとその保護者に対して支援を行う際も、本プログラムを参考とする。

## 子どもの育ち支援プログラム 支援のイメージ図



## INDEX

ツール1	アセスメント・支援シート	8
	アセスメントシート活用例	10
ツール2	子どもの健全育成プログラム参加のお誘いについて	11
ツール3	気づくためのシート	13
ツール4	子育てに関するQ&A	15
ツール5	子育て支援保健サービス一覧	22
ツール6	市町村の保健事業	24
ツール7	母子保健サービス事業の県と市町村の役割分担	25
ツール8	虐待通告受付手順の手引	26

子どもの育ち支援プログラム アセスメント・支援シート

作成 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日	年齢
子どもの氏名		男 女		歳
通学・通園先	園 小 中 高 他 なし ( ) 年			
子どもの健康	問題なし 病気 障害 その他 特記事項 ( )			
保護者の氏名		続柄：父 母 ( )		歳
保護者の健康	問題なし 病気 障害 その他 特記事項 ( )			
家族構成	父 母 兄弟姉妹 ( ) その他 ( )			
子育ての協力者	いる ( ) いない 不明 特記事項 ( )			
子どもの現認 ( 年 月 日)	会えた → (状況) 会えていない → 他機関等の把握 あり ( ) ・なし			

\*現時点で分かる範囲で記載する。↑福祉事務所、関係機関での現認が直近6ヶ月がない場合、早急に対応を検討すること

		気になること (該当に○。追加記入は△)	具体的な状況	備考
子どものこと	通学・通園・学習等	なし あり 不明		
	コミュニケーション	なし あり 不明		
	性格・行動	なし あり 不明		
	発達・身辺自立	なし あり 不明		
	進路関係	なし あり 不明		
	生活リズム	なし あり 不明		
	食事のとり方	なし あり 不明		
主に養育している人	主に養育している人	父 母 ( ) / 就労：有 無		
	生活リズム	なし あり 不明		
	子育て	なし あり 不明		
	しつけ	なし あり 不明		
	金銭管理	なし あり 不明		
	各種手続き	なし あり 不明		
生活のこと	掃除・片付け	なし あり 不明		
	身だしなみ (入浴・歯磨き等)	なし あり 不明		
	食生活	なし あり 不明		
	近隣とのつきあい	問題なし 問題あり ( ) 不明		
	その他気になること			
支援課題				
支援方針 (方法・内容等)			<input type="checkbox"/> 個別支援 <input type="checkbox"/> 見守り支援 <input type="checkbox"/> 専門機関につなぐ <input type="checkbox"/> 別プログラムへ	
	<input type="checkbox"/> 日常生活支援 <input type="checkbox"/> 養育支援 <input type="checkbox"/> 教育支援 <input type="checkbox"/> 就業支援 <input type="checkbox"/> その他支援			
次回アセスメント	1ヶ月以内 3ヶ月後 6ヶ月後 1年後	記入者		

アセスメント・支援シート記入例

		作成	〇〇年〇月〇日	
ふりがな	〇〇 〇〇	性別	生年月日	年齢
子どもの氏名	〇〇 〇〇(次男)	(男) 女	令和〇年〇月〇日	3歳
通学・通園先	幼(保) 小 中 高 認他なし	なし	(年少) 年	
子どもの健康	問題なし 病気 障害 その他	特記事項( )		
保護者の氏名	〇〇 〇〇(母)	続柄:父 母( )		30歳
保護者の健康	問題なし(病気) 障害 その他	特記事項(薬物後遺症)		
家族構成	父(母) 兄弟(姉小1、兄5歳)	その他( )		

※現時点で分かる範囲で記載する。

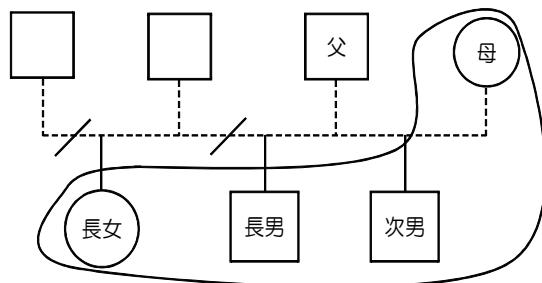
		気になること (該当に○。追加記入は△)	具体的状況	備考
子どものこと	通学・通園・学習等	なし(あり) 不明	遅刻が多い 母が不安定になると通園できない	
	コミュニケーション	なし あり 不明		
	性格・行動	なし あり 不明		
	発達・身辺自立	なし あり 不明	明朝体で書かれた部分は面接時に母とともに記入 ゴシック体で書かれた部分は面接後に記入	
	進路関係	なし あり 不明		
	生活リズム	なし あり 不明		
	食事のとり方	なし あり 不明		
主に養育している人	主たる養育者	父(母)( )／就労:有(無)		
	生活リズム	なし(あり) 不明	朝起きられない	
	子育て	なし(あり) 不明	他人から自分の子育てがどう見られているか気になる 年齢不相応な自立を強いる傾向	
	しつけ	なし(あり) 不明	叱責表現が激しい	
	金銭管理	なし あり 不明		
	子育ての協力者	なし あり 不明		
	各種手続き	なし あり 不明		
生活のこと	掃除・片付け	なし(あり) 不明	よく掃除している 潔癖なくらい掃除している	
	身だしなみ (入浴・歯磨き等)	なし あり 不明		
	食生活	なし あり 不明		
	近隣とのつきあい	なし あり 不明		
その他気になること	過去に児童相談所通報あり。交流する男性の言動で母が不安定になりやすい。			
支援課題	母が不安定になると通園できなくなる。			
支援方針 (方法・内容等)	○個別の養育支援を行なう。 ○子どもの養育状況を確認する。 ○関係機関のネット会議を開催する。 ○定期的に訪問し生活実態を把握する。 ○民生委員との連携も考慮する。		<input checked="" type="checkbox"/> 個別支援 <input type="checkbox"/> 見守り支援 <input checked="" type="checkbox"/> 専門機関につなぐ <input type="checkbox"/> 別プログラムへ	
			<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活支援 <input checked="" type="checkbox"/> 養育支援 <input type="checkbox"/> 教育支援 <input type="checkbox"/> 就業支援 <input type="checkbox"/> その他支援	
次回アセスメント	1ヶ月以内	(3ヶ月後)	6ヶ月後 1年後	記入者 △△

## アセスメントシート活用例

## 感情の不安定な母への子育て支援

## 概要

母子世帯。母は薬物後遺症があり、感情の起伏が激しく関係機関とトラブルを起こしやすい。福祉事務所とも面接予約が反故になることが多かった。子どもたちは町の配慮で保育所措置。生計を頼っていた同棲中の男性と離別して母子での生活をすることになり、生活の見通しに不安を持っていた。男性への依存があり、交流がある男性の言動で不安定になりやすい。不安定になると朝起きられないことで子どもは遅刻や、登園出来ないことが続いたりする。母は、必要な通院はほぼできている。



## アセスメント

子どものこと： 通学・通園状況	課題あり（遅刻が目立つ。連絡がこないことがある）
母のこと： 生活リズム	課題あり（朝起きられない）
子育て	課題あり（他からどう見られるか気になる）
生活のこと： 掃除・片づけ	課題なし（潔癖なくらいできている）
近隣関係	課題なし（近隣とはトラブルなし）
特記事項： 母は感情の起伏が激しく、子どもへの叱責も表現が激しく、近隣から町、児童相談所に通報歴有り。潔癖な面があり、子どもに年齢不相応な自立を強い る傾向がある。	

## 支援方針（内容・方法等）

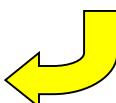
- ・ 子どもの通学・通園の安定、母の健康状態の安定のために個別の養育支援を行う。
- ・ 子どもの養育状況の確認（学校、保育所への通学・通園状況も含む）
- ・ 関係機関のネット会議の開催（子どもの所属機関での見守り体制を確認）
- ・ ケースワーカー、子ども支援員の定期的な訪問による生活実態の把握（子どもの発達、生活リズムの確認と課題意識の共有）
- ・ 民生委員との連携も考慮する（地域との関係で必要な場合に協力依頼）

## 支援の流れ

- ・ 子ども支援員の定期的な訪問で、傾聴を心がけている。（面接は継続できている。）
- ・ 友人関係でもオープンな面を見せ、学校や保育所との情報交換について了解される。（関係機関との連携が取れる。情報としてまだ遅刻、連絡なしはある。）
- ・ 母の不安定さに予防的な関わりができ、子どもの年齢に相応な生活の仕方などについて話し合えるようになってきている。（課題に共通の認識ができつつある。）

## 今後の課題

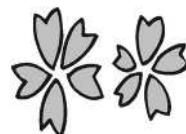
母の精神状態の安定



## 子どもの健全育成プログラム参加のお説明について

神奈川県では、生活保護の経済的な支援だけではなく、お子さんの健全な育成に積極的・組織的に支援するために、事業を実施しています。子ども支援員は、この事業をすすめるために配置された生活保護世帯等のお子さんや親御さんをケースワーカーとともに支援するスタッフです。

お子さんやご家族が、安心して楽しく過ごせるよう、私たちができることを今から支援していきます。



### 【子どもの健全育成支援プログラムの内容】

お子さんの成長、しつけや子育て全般、学習、生活、その他、ご心配なことや不安等の相談を受けます。詳しくは裏面をご覧ください。

適切な支援のため、必要に応じて関係機関と情報交換しながら支援していきます。

地区担当員（ケースワーカー）〇〇〇保健福祉事務所生活福祉課

電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇

・・・・・・・・・・・・きりとり線・・・・

### 同意書

上記について、説明を受け、子どもの健全育成支援プログラムに参加します。

私は、本事業の目的のために限り、保健福祉事務所（センター、支所）が実施する生活困窮世帯の子どもの健全育成事業において、神奈川県個人情報保護条例に基づき、私の個人情報を収集保有し利用すること、および必要に応じて外部（自立相談支援機関、学校等教育機関、社会福祉協議会、公共職業安定所等）に提供することに同意します。

年 月 日

住所

保護者氏名

お子さんの氏名

## 子どもの健全育成プログラムの対象と主な内容

### □ 「子どもの育ち支援プログラム」



0歳～20歳（高校生年齢）のお子さんと保護者、養育者の方が対象です。

お子さんの成長段階に応じて課題を整理し、適切な支援につなげます。

### □ 「高校進学等支援プログラム」



中学生のお子さんと保護者、養育者の方が対象です。お子さん自身が、主体的に進路を考えて選択できるよう支援し、お子さんや家庭の課題を整理し、社会的自立に向けて支援します。



### □ 「高校生支援プログラム」

高校生のお子さんと保護者、養育者の方が対象です。

高校を卒業できるよう、高校卒業後の進路に意欲的、主体的に取り組めるよう、

高校生活の継続、進学、就職等、社会的自立に向けて支援します。

### □ 「中学卒業後の社会生活支援プログラム」



中学卒業後、高校卒業後に、進学または就職していない子ども、もしくは高校を中途退学した概ね20歳までのお子さんと、保護者、養育者の方が対象です。お子さん自身が将来をきりひらくために、将来に目をむき、行動できるように適切な支援を行います。



## 気づくためのシート

乳幼児・学童初期用

お子さんの気になることを一緒に考えてみましょう

表情や様子	<input type="checkbox"/> 視線をあわせない <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 表情豊か <input type="checkbox"/> 何となく元気がない <input type="checkbox"/> 元気がある <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> 怒りっぽい、すぐ泣くなど不安定 <input type="checkbox"/> よく笑う <input type="checkbox"/> 機嫌がよい <input type="checkbox"/> 退行・あかちゃん返りがみられる	対人・お子さんと保護者との関係	<input type="checkbox"/> 無口になった <input type="checkbox"/> よく話す <input type="checkbox"/> 会話をしたがらない <input type="checkbox"/> 一人遊びが増えた <input type="checkbox"/> 友達が多い <input type="checkbox"/> 言葉や行動が乱暴 <input type="checkbox"/> 外にでたがらない <input type="checkbox"/> 外でよく遊ぶ <input type="checkbox"/> 顔色をうかがう <input type="checkbox"/> 伸び伸びしている <input type="checkbox"/> 落ちついて子育てができている <input type="checkbox"/> こどもが好き、かわいいと思う <input type="checkbox"/> こどもが嫌い、かわいくないと思う <input type="checkbox"/> こどもは自分を好き、嫌い <input type="checkbox"/> こどもへのいらだち <input type="checkbox"/> 思い通りに子育てができない <input type="checkbox"/> 伸び伸び子育てができている <input type="checkbox"/> こどもに対して (優しい・甘やかしている・厳しい・褒める・あたることがある・叩く・諦めている・やや神経質)
	<input type="checkbox"/> 健診を受けている <input type="checkbox"/> 健康診断でチェックがあった (歯、眼、聴力、ことば ) <input type="checkbox"/> 予防接種を受けている <input type="checkbox"/> 睡眠のこと <input type="checkbox"/> 食事のこと <input type="checkbox"/> 排泄のこと <input type="checkbox"/> 発達が気になる ( ) <input type="checkbox"/> 発育が気になる ( ) <input type="checkbox"/> 母子手帳に記入している <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛その他の症状 <input type="checkbox"/> 遊びのこと <input type="checkbox"/> 妊娠中のこと <input type="checkbox"/> 出生時のこと		<input type="checkbox"/> こどもの前でけんかすることがある <input type="checkbox"/> 暴力・暴言がある <input type="checkbox"/> 子育ての協力 <input type="checkbox"/> 安心できる場所である <input type="checkbox"/> 良い子育て環境を作る努力をしている <input type="checkbox"/> 片付け <input type="checkbox"/> こどもの居場所がない <input type="checkbox"/> こどもの養育に不安がある <input type="checkbox"/> 母子、父子家庭 他
幼・保・こども園・学校	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 行事への参加をしない <input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席がふえた <input type="checkbox"/> 遊びに集中しない <input type="checkbox"/> 過去または近日連續して欠席した <input type="checkbox"/> 登園・登校渋りがある <input type="checkbox"/> 決まり事を守れない <input type="checkbox"/> いじめの加害・被害 <input type="checkbox"/> 先生との関係 <input type="checkbox"/> こどもが先生から離れない	家族・家庭	<input type="checkbox"/> 公的機関に相談した <input type="checkbox"/> 近所に相談できる人がいる <input type="checkbox"/> 親族に相談できる人がいる <input type="checkbox"/> 病院に定期的に通院している <input type="checkbox"/> 力になってくれる人がいる



お子さんの課題について相談できるところがあります

幼稚園、保育所、認定こども園、学校のスクールカウンセラー、心の相談員  
 保健福祉事務所の保健師、保健予防課、女性相談員、母子・父子自立支援員など  
 (各種療育相談・発達相談など)

## 気づくためのシート

児童・生徒用

お子さんの気になることを一緒に考えてみましょう

表情や様子	□視線をあわせない □表情が乏しい □何となく元気がない □服装や髪形の変化 □怒りっぽい、すぐ泣くなど不安定 □自分を傷つける □物を壊す □落ち着きがない □退行・あかちゃん返りがみられる □部屋が汚い	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	対人	□無口になった □会話をしたがらない □友人関係に変化がある □一人でいることが増えた □言葉遣いが乱暴 □人の悪口を言うことが増えた □学校以外、外出しない □顔色をうかがう □他人の評価を気にする □嫌なことを避ける	30 31 32 33 34 35 36 37 38 39
健康	□お手洗いの回数が増えた □睡眠に関して変化がある □食欲に関する変化がある □頭痛、腹痛その他の症状 □発達が気になる □健康診断でチェックがあった	11 12 13 14 15 16	家族・家庭	□けんかが絶えない □暴力・暴言がある □子育ての協力ができていない □安心できる場所である □不衛生・乱雑 □子どもの居場所がない	40 41 42 43 44 45
学習・学校	□成績が下がった □忘れ物が多い □体育の授業の見学が増えた □行事への参加をしない □遅刻・早退・欠席が増えた □家庭学習をしない □学習意欲がない □授業に集中しない □過去または近日連續して欠席した □登校渋りがある □校則違反 □いじめの加害・被害 □保健室に行くことが多い	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	□子どもの養育に不安がある □母子、父子家庭 他 □公的機関に相談した □近所に相談できる人がいる □親族に相談できる人がいる □病院に定期的に通院している □力になってくれる人がいる	46 47 48 49 50 51 52



お子さんの課題について相談できるところをご紹介できます

1~16 保健師

30~39 保健福祉事務所保健予防課、S.C.  
市町村教育相談窓口

1~16 30~46 療育相談、専門外来など

40~42 女性相談員

11~16 発達相談

40~47 市町村子育て・福祉関係相談窓口、民生委員

17~29 学校[担任、スクールカウンセラー(SC)]、  
市町村教育相談窓口

47 母子・父子自立支援員

48,49 お住まいの役場（相談内容、時期などによる）

48~52 民生委員

51 病院のメディカルソーシャルワーカー(MSW)

## 子育てに関するQ&A

### 妊娠・出産に関すること

#### （1 妊娠）

Q 妊娠していることがわかりましたがどうしたらいいですか。

A 妊娠したことが判明したらすぐにケースワーカーに連絡してください。お住まいの自治体に妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けてください。妊婦に対しては、妊婦の認定後や妊娠している子どもの人数の届出後に、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る妊婦のための支援給付が支給されます。

#### （2 妊娠中の健診）

Q 妊娠中の健診の費用はどうなりますか。

A 自治体において行われる妊婦の健康診査事業により健診の補助を受けることができます。自治体の健康診査事業を受けられない場合や自治体の健康診査事業ではまかなえない不足分については、ケースワーカーに相談してください。

### 出産から小学校入学前まで

#### （3 出産費用）

Q 保護受給中の出産費用はどうなりますか。

A 出産の費用については助産制度(※)または生活保護の出産扶助（限度額を上回った場合には自己負担あり）によりまかなわれます。また健康保険に加入している方が出産一時金を受領した場合、受領した出産一時金は返還の対象となります。詳しくはケースワーカーに相談してください。

※助産制度とは経済的な理由で入院助産が困難な方の出産費用を援助する児童福祉法に基づく制度です。

#### （4 妊産婦の保護費）

Q 妊娠中や出産後の保護費はどのようにになりますか。

A 妊娠中は妊婦加算が計上されます。出産後は産婦加算が計上されます。産婦加算は出産翌月から2か月間計上されますが、もっぱら母乳で保育する場合は5か月間計上されます。また赤ちゃんが生まれた日から、赤ちゃんの分の生活扶助費が計上されます。（ただし、助産施設等を利用している間は、母親、赤ちゃんとも扶助費の支給対象とはなりません。）

#### （5 乳幼児健診）

Q 乳幼児健診の費用は保護費で支給されますか。

A 乳幼児健診の費用は保護費から支給されませんが、健診の時期によっては自治体の助成により無料で健診を受けることができます。健診の時期は1か月、3～4か月、8～10か月、1歳6か月、3歳、5歳が主です。乳幼児健診は、赤ちゃんの病気の早期発見や予防を目的に行われるものですから、できるだけ受けるようにしてください。健診の名称・実施内容・回数・費用等は、自治体によって様々です。詳しくは、お住まいの自治体の母子保健担当課にお問い合わせください。

(6 新生児被服費)

Q 赤ちゃんが生まれます。ベビー服やおむつの費用は、保護費で支給されますか。

A 出産を控えてベビー服やおむつ等を用意する必要がある場合は、新生児被服費（※）が支給できます。※令和7年度基準57,200円以内

(7 ミルク代)

Q ミルク代は支給されますか。

A ミルク代という名目で保護費から支給されるものはありませんが、出産後は赤ちゃんの分の生活扶助費が計上されています。

(8 育児と就労)

Q 子どもが大きくなるまで子育てに専念したいのですが。

A 生活保護受給中は、稼働能力の活用（その人が持つ働く能力を最大限發揮すること）が求められます。親自身に病気や障害があり就労できないなど特別な事情がない限り、子育て中であっても就労することが求められます。働きながら子育てすることは大変なことですが、ケースワーカーや福祉事務所は仕事と子育てが両立できるよう必要な支援を行っていきます。

(9 保育所)

Q 子どもを保育所（認可保育所）に通わせる場合の費用はどうなりますか。

A 生活保護世帯の場合、保育所（認可保育所）の利用料（保育料）はかかりません。また、保育所（認可保育所）の入園準備のために物品の購入が必要な場合、布団カバー、帽子、スマック、ズック、弁当箱、箸入れ、カバンに限り保育所入所支度費として親の就労収入から控除することができます。保育所での昼寝用の布団及び毛布の費用は、控除の対象にはなりません。詳しくは、ケースワーカーに相談してください。

（根拠：保護手帳 次第8-3-(5)-イ 局第8-4-(2)、別冊問答集 問8-91）

(10 幼稚園)

Q 子どもを幼稚園に通わせることはできますか。

A 保育所に通わせることができる場合は、保育所の利用を優先してください。幼稚園利用料は令和元年度より無償化されました。一般的に幼稚園は保育所と比べて子どもを預かる時間が短く、夏休みや冬休みがあります。働きながら子育てするためには幼稚園

より保育所のほうが望ましいといえます。

なお、幼稚園の費用を親の就労に伴う子の託児費として就労収入から控除できるのは、幼稚園への就園が一般的な地域であり、保育所の利用ができず、かつ、子どもを通園させることが世帯員の就労等自立助長のために、保育所の代わりとして効果的であることが認められる場合などに限られます。（なお以降の根拠：別冊問答集 問8-90）

#### （11 認可外保育施設）

Q 子どもを認可外保育施設に預けて働けますか。

A 保育施設の利用料は自治体から「保育の必要性の認定」を受けることで無償になります。詳しくはお住まいの自治体へお問い合わせください。

（根拠：保護手帳 次第8-3-(5)-イ 局第8-4-(2)）

#### （12 予防接種）

Q 子どもの予防接種の費用は保護費で支給されますか。

A 予防接種の費用は生活保護の対象外ですが、予防接種の種類によっては他の法律や自治体独自の助成制度により接種費用が減額、免除されるものがあります。詳しくは、お住まいの自治体の予防接種担当課にご確認ください。

※予防接種には定期接種（予防接種法に基づく接種）と任意接種があります。定期接種には「五種混合：ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（DPT-IPV-Hib）」、「麻疹・風疹混合（MR）」、「日本脳炎」、「BCG」、「小児用肺炎球菌」、「ロタウィルス」、「水痘」、「B型肝炎（HBV）」、「二種混合（DT）」「ヒトパピローマウイルス（HPV）」があり予防接種法の定める年齢内であれば接種費用は無料です。任意接種には「インフルエンザ」、「おたふくかぜ」などがあり、接種費用は有料ですが種類によっては自治体独自の減免制度が適用されるものがあります。

#### 小学校・中学校

#### （13 小学校入学準備金）

Q 子どもが小学校に入学します。ランドセルや体育着、勉強道具などを購入する費用は保護費から支給されますか。

A 子どもの小学校入学にあわせ入学準備金（※）が支給されます。これを活用して準備してください。※令和7年度基準額91,600円以内。福祉事務所が認めた場合、入学準備金の対象品目複数回支給可。

#### （14 PTA会費・給食費）

Q 子どもの小中学校のPTA会費や給食費はどうなりますか。

A 義務教育（小学校、中学校）期間中の子どもには、教育扶助というお金が保護費に含まれています。学級費やPTA会費、給食費は教育扶助に含まれて支給されています。

（15 教材費）

- Q 学校の授業で使う教科書以外の教材の購入費用は、保護費で支給されますか。
- A 学校の授業で全児童が使用する副読本的図書、ワークブック、和洋辞書、ハーモニカや笛等の楽器、格技(柔道や剣道)及びスキー、スケートの用具のうち正規の教材として学級の全児童・生徒が必ず購入することになっている物品の購入費用の実費を教材費として支給することができます。

（16 修学旅行の費用）

- Q 小中学校の修学旅行の費用は、保護費で支給されますか。
- A 小中学校の修学旅行の費用は保護費から支給されませんが、お住まいの自治体の就学援助制度により援助されます。就学援助制度については、子どもが通っている学校やお住まいの自治体の教育委員会にご確認ください。
- ※就学援助制度とは・・・生活保護世帯（要保護世帯）や生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯（準要保護世帯）に対し、小学校や中学校での就学に必要な費用の一部を助成する制度です。

（17 校外活動の参加費用）

- Q 小中学校の校外活動の参加費用は、保護費で支給されますか。
- A 小中学校の当該学年全員が参加する校外活動（修学旅行は除く）の参加費は、生活保護費で支給することができます。ただし、自治体によっては校外活動の参加費用を就学援助制度の対象としていることがあります。この場合は就学援助制度の利用が優先されます。

（18 学校健診）

- Q 学校の健康診断でむし歯が見つかりました。
- A 毎年4月から6月に学校で行われる健康診断で、一定の疾患（※）が見つかり学校から治療を指示された場合は、お住まいの自治体の就学援助制度により医療費が援助されます。就学援助制度の詳しい内容については、子どもが通っている学校やお住まいの自治体の教育委員会にご確認ください。
- ※一定の疾患とは・・・トラコーマ・結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎・アデノイド、う歯(むし歯)、寄生虫病です。

（19 塾・おけいこごと）

- Q 子どもを塾やおけいこごとに通わせることはできますか。
- A 可能です。ただし、塾やおけいこごとの費用が家計を圧迫することも考えられます。世帯の安定した生活を損なわないよう、計画的な家計のやりくりに留意してください。

（20 小4被服費）

- Q 子どもの成長に伴い、衣類の買い替えが必要です。

A 衣類の買い替えに必要な費用は毎月の生活扶助からまかなうのが基本ですが、学齢期の子どもは成長が著しく、衣類が自然消耗する前に着用不能になってしまうことがあることから、子どもが小学校4年生に進級する際に限り、保護費で衣類の購入費用（※）を支給することができます。詳しくは、ケースワーカーに相談してください。

※令和7年度基準15、300円以内

#### （21 中学校入学準備金）

Q 子どもが中学校に入学します。制服代がかかります。

A 子どもの中学校入学にあわせ、入学準備金（※）が支給されます。これを活用して制服等を準備してください。※令和7年度基準額101,000円以内。福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給可。

#### （22 通学交通費）

Q 学校の通学のためのバス代（電車代）は、保護費で支給されますか。

A 子どもの身体的条件や地理的条件または交通事情により、通学にバスや電車などを利用せざるを得ない場合は、通学に必要な最小限度の費用を保護費として支給します。なお、公共交通機関を利用して特別支援学校に通学する場合は、就学奨励費制度の対象となります。

#### （23 学習支援費）

Q 参考書や部活動などいろいろお金がかかります。どうしたらよいですか。

A 教育扶助として支給される費用のひとつに学習支援費があります。学習支援費は、平成30年10月から、「クラブ活動費」を対象として実費支給に転換されました。基準額は小学生年額16,400円以内、中学生年額59,800円以内になります。なお、参考書の購入費など、「家庭内学習費用」は児童養育加算で対応することとなります。

### お金のこと

#### （24 学資保険）

Q 学資保険の取扱いはどうなりますか。

A 学資保険については、保護開始時にすでに加入していて一定の条件を満たしている場合に限り、保有が認められます。保有が認められる場合も、満期保険金や解約返戻金の取扱いについて様々な制約があります。詳しくは、ケースワーカーに相談してください。

#### （25 児童手当）

Q 児童手当の取扱いはどうなりますか。

A 保護受給中は、利用可能な制度は積極的に利用することが求められます（これを他法他施策の活用といいます。）。児童手当は利用可能な他法他施策の一つですから、必ず受給手続きを行い、手当を受給した際は収入申告してください。

なお、児童手当は収入認定の対象ですが、多子世帯（3人以上の子どもを養育している世帯）の第3子以降の児童手当は認定除外となります。詳しくはケースワーカーに相談してください。

※児童手当とは…高校生年代（18歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子どもを養育する者に対し支給される国の制度です。多子世帯の第3子以降については22歳到達後の最初の3月31日までが対象期間となります。

Q 児童福祉施設を退所した子どもが生活保護世帯に戻る場合、施設入所中に積み立てた児童手当の取扱いはどうなりますか。

A 子どもの保護脱却に資する目的等に充てられる場合（将来予定されている目的も含む）、収入として認定せず、預貯金の保有を認めることができます。

ただし、事前に保護の実施機関の承認を受けることや、その後定期的な報告等必要な手続きがあります。詳しくは、ケースワーカーに相談してください。（根拠：保護手帳課長問答問（第8の62））

#### （26 児童扶養手当）

Q 児童扶養手当の取扱いはどうなりますか。

A 児童扶養手当は活用可能な他法他施策の一つですから、ひとり親世帯など児童扶養手当の受給対象になる可能性がある世帯の方は、お住まいの自治体の子育て担当課に児童扶養手当の受給について相談してください。手当を受給した際は、収入申告してください。

※児童扶養手当とは…離婚等の理由により父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもまたは、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある子どもが育成されるひとり親世帯等に対し支給される国の手当です。

#### （27 特別児童扶養手当）

Q 特別児童扶養手当の取扱いはどうなりますか。

A 特別児童扶養手当は活用可能な他法他施策の一つですから、障害がある子どもを養育している世帯の方は、お住まいの自治体の子育て支援担当課または障害福祉担当課に特別児童扶養手当の受給について相談してください。手当を受給した際は収入申告してください。

※特別児童扶養手当とは…知的障害または身体障害等がある20歳未満の子どもを家庭で監護、養育する父母等に対して支給される国の手当です。

#### その他

#### （28 性的マイノリティ）

Q 好きになる性別のこと、性別の違和感のことで悩んでいる子どもがいます。どのような相談窓口がありますか。

- A 県では、ご本人のほかご家族や、支援に関わっている方を対象とした性的マイノリティに関する相談事業を実施しています。
- ・かながわ性的マイノリティ相談LINE
  - ・かながわSOGI派遣相談（対面相談・要予約）
- 詳しくは、神奈川県ホームページをご覧いただくか、福祉子どもみらい局共生推進本部室人権・同和グループへお問い合わせください。

(29 ヤングケアラー)

- Q 子どもが家族の介護や看病を担い、一日中つきっきりでケアをしていて心配です。
- A 過度に家族のケアを行っていることで、子どもの心身の健康や学習面に影響が出たり、負担が重い状態になったりしている場合には 必要な支援につなげる必要があります。ヤングケアラーと思われる子どもに気づいたら、お住まいの自治体の相談窓口や相談機関（子育て支援担当課やこども家庭センター等）に相談してください。

## 子育て支援保健サークル一覧（0～3歳）

妊娠中	①母子健康手帳	②マタニティクラス	③両親教室	④妊娠歴検診（市町村担当課へお問合せください。）	⑤必要に応じて妊婦訪問
出産	⑥妊婦健康診査（市町村が妊婦健康診査費用補助券を配付。1回の補助金額は市町村で異なる。自己負担分は当事者が立替として領収書を福祉事務所に提出。）				
妊娠中～出産後	妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期に面談等を実施し、必要な支援につなぐ。				
出産後					
サービス内容		子の年齢	新生児	乳児	幼児
		0歳	1歳	2歳	3歳
保健指導・訪問事業等	未熟児訪問	0	1	2	3
	新生児訪問 0～1か月	3	4	5	6
	こどんにちは赤ちゃん訪問	6	7	8	9
	産後ケア	9	10	11	0
	産婦健康診査	1	2	3	4
	1か月児健診	5	6	7	8
健康診査	3～4か月児健診	9	10	11	0
	8～10か月児健診	1	2	3	4
	1歳5か月児健診	5	6	7	8
歯科健診	3歳児健診（または3歳6か月）	9	10	11	0
	1歳児・2歳児歯科健診	1	2	3	4
	2歳児歯科相談	5	6	7	8
相談・教室	育児相談	9	10	11	0
	育児教室	1	2	3	4
	離乳食講習会	5	6	7	8
予防接種	B型肝炎、ロタウイルス、小児用肺炎球菌、BCG、DPT-IPV-Hib（5種混合）ジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオ、インフルエンザ菌型（Hib感染症）、MR（2種混合）麻しん、風しん、水痘、日本脳炎	9	10	11	0
	その他任意接種	1	2	3	4

I 子どもの育ち支援プログラム（2025）

ツール5

※費用負担については、次ページ下（欄外）を参照

※【参考】厚生労働省「予防接種・ワクチン情報」[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kansenshoubunya/kenkou\\_iryou/kenkou\\_kekkaku-kekkaku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kansenshoubunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kekkaku.html)

※【参考】厚生労働省「予防接種スケジュール」<https://id-info.jins.go.jp/relevant/vaccine/topics/040/schedule.html>

国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイト「日本の予防接種スケジュール」<https://id-info.jins.go.jp/relevant/vaccine/topics/040/schedule.html>

子育て支援保健サービス一覧(4~18歳)

(注) 看用角相

- ①市町村で実施するものは無料。  
②健診について、市町村により実施の有無や実施内容が異なることがあります。  
③8～10か月健診は指定期間内に指定医療機関で受診すれば無料。指定期間を過ぎると有料。  
④予防接種は、指定医療機関で実施。指定期間内に接種すれば無料、過ぎると有料。  
⑤母子健康手帳を持参。  
⑥事前に個別お知らせを郵送。

⑦任意接種の予防接種は、自己負担のものと市町村等で補助があるものがある。  
予防接種の時期について、新生児訪問や4か月児健診時などに保健師等から助言指導等が接種したら市町村担当課に報告があり、担当課で接種状況が管理されています。  
高齢健診等費用の補助を証明するためにはありま  
⑧母子健康手帳は専用者手帳とけません

## 市町村の保健事業

### 母子保健事業（母子保健法に基づき実施）

保健事業の種類		内 容
妊娠の届出・母子健康手帳の交付		妊娠届出をした者に母子健康手帳の交付を行う。
健 康 診 査	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理を行い、異常の早期発見をし、安心して妊娠・分娩ができるよう、妊婦健康診査を行う。（医療機関委託）
	産婦健康診査	産後うつ予防等、産後早期の支援に繋げるため産後2週間・1か月などの時期に心身の確認を行う。（医療機関委託）
	乳幼児健康診査	月齢・年齢に応じ発育・発達のチェック、その疾病及び異常を早期発見し、適切な指導を行い、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図る。（市町村により実施の有無や実施内容が異なることがある。）
	幼児歯科健康診査	2歳児以降にむし歯が増加する傾向にあるため、幼児期に健診及び保健指導を行う。（市町村により実施内容が異なることがある。）
知 識 の 普 及 啓 発	父親・母親教室	妊婦とパートナーに対して妊娠・出産・育児の知識の普及及び保健指導を行うと共に、孤立化を防ぎ相互に育児支援できる仲間づくりを目指す。（市町村により対象が異なることがある。）
	育児教室	健診等から把握した発達や育児上に問題がある親子や、一般の乳幼児を含めた親子を対象に育児情報の提供や育児指導を行う。また、孤立化を防ぎ相互に育児支援できる仲間づくりを目指す。
	歯科教室	むし歯予防などお口の健康に関する知識の普及と保健指導を行う。（市町村により実施内容が異なることがある。）
	離乳食講習会	離乳食の進め方について講習会を行う。
	子育て体験学習	核家族化・少子化により、乳幼児に接する機会が少なくなった思春期のこども達に乳幼児とふれあい、命の尊さや母性を考える機会とする。
保 健 指 導 等	妊婦等包括相談支援	妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後等の適切な時期に面談等を実施し、必要な支援につなぐ。（流産・死産・人工妊娠中絶をされた方も対象となる場合がある）
	妊産婦訪問指導	妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある妊婦や、身体的・精神的に不安定な状態にある産婦等に対して保健指導を行う。
	新生児訪問指導	生後28日以内の新生児に対して健康状態の確認、保健指導を行う。
	乳幼児訪問指導	健診・相談等から把握した乳幼児に対して療養・保健指導や育児支援を行う。
	産後ケア	産後1年未満の産婦と乳児に対して病院、診療所、助産所等施設の入所、または通所、訪問等で保健指導や育児支援等を行う。

## 母子保健サービス事業の県と市町村の役割分担

市町村実施事業	対象年齢	県保健福祉事務所実施事業
妊娠届 母子健康手帳の交付 妊婦健康診査（医療機関で受診） 父親・母親教室 妊娠婦訪問指導	妊娠等包括相談支援	妊娠性と健康の相談センター事業
出生届	出生	妊娠・出産包括支援推進事業
産婦健康診査 新生児訪問指導 未塾児訪問指導	1か月	
産後ケア	3～4か月	
育児相談・育児教室	1歳6か月	
乳幼児健康診査・精密検査	3歳(6か月)	
予防接種	思春期	
歯科健康診査・歯科教室		長期療養児支援事業 (小児慢性特定疾病等の長期療養児への自立支援) 重度う蝕ハイリスク児予防対策事業 (歯科健診、摂食能力発達の支援は、原則未就学児まで。以降は要相談)
子育て体験学習		

市町村は

住民に身近で頻度の高い母子保健サービスから生涯を通じた健康づくりを行います

県保健福祉事務所は

専門的な相談・指導や広域的な立場から保健・医療・福祉に関する事業の企画調整、情報提供を行います

虐待通告受付手順の手引  
外部機関等からの虐待の連絡を受けた場合の送致指標

## 1 通告の受理

- (1) 来所及び電話等で児童虐待の連絡を受けた場合には、子ども虐待通告連絡票（様式1）に記入する。
- (2) 記入にあたっては、通告者より聞き取れる範囲のものとし、調査能力・当所からの連絡の諾否、及び署名、記名の確認をする。当所から連絡すること及び協力について承諾を得ている通告者については、必要に応じて今後の協力を願いする。

## 2 受理会議

通告を受けた場合すみやかに会議を開催する。

## 3 会議構成員

- (1) 副所長、保健福祉部長、保健福祉課長、生活福祉課長、査察指導員、女性相談員、保健師、生活保護担当職員、D r、他関係職員。
- (2) 構成員については、緊急性があるためその時の勤務職員により柔軟に対応する。

## 4 手順

- (1) 通告内容を確認し、子ども虐待通告連絡票の補足記入。
- (2) 当所（生活福祉課・保健福祉課・保健予防課等）での関わり・相談歴等を確認し、情報を整理する。
- (3) 必要に応じ、民生委員等関係機関に連絡し、情報を整理する。
- (4) 通告者・当所・関係機関からの情報から、緊急アセスメントシート・フローチャート（様式1）を参考にし、緊急度について判断をする。
- (5) 緊急度アセスメントシートの活用により緊急度が非常に高い（① ② ③）と判断された場合は、児童相談所へ送致する。送致については、できるだけ早く電話連絡し、その後送致書（様式3）を作成し、送付する。
- (6) 緊急度アセスメントシートの活用により緊急度が高い（④ ⑤）・中程度（⑥ ⑦）・低い（⑧）と判断された場合は、該当町村要保護児童対策地域協議会対応となるよう通告する。（当所の対応が必要ないと確認された場合は対応を終了する。）
- (7) 上記の判断に迷う場合は、管内児童相談所に連絡し緊急度の判断について助言を受ける。
- (8) 通告の受理から対応処理までの経過及び結果について、経過を記録し決裁を得て生活福祉課でファイリングする。

## 当所ケース（生活保護世帯）における児童相談所への送致指標

子どもの育ち支援プログラム活用により保護開始概ね3ヶ月以内、保護受給世帯については少なくとも1年に1回世帯の子どもの養育について、検討会議を実施する等により、世帯に必要な支援課題を整理し、支援方法をアセスメントしていくことになった。検討会議の中で、子どもへの虐待が疑われた場合、児童相談所送致や町村要保護児童対策地域協議会対応を検討する。また、通常支援の中で、家庭訪問・面接の場面で、虐待が疑われ送致の必要がある場合は緊急検討会議を実施する。

### 1 検討会議

すみやかに検討会議を開催する。

### 2 会議構成員

副所長、保健福祉部長、生活福祉課長、査察指導員、女性相談員、生活保護担当職員、他関係職員。

構成員については、緊急性があるためその時の勤務職員により柔軟に対応するが、担当者個人の判断ではなく、必ず複数で検討する。

### 3 手順

- (1) 家庭訪問での状況や面接での聞き取り情報に基づき、子ども虐待通告連絡票を記入。
- (2) 内容を確認し、当所他課（保健福祉課・保健予防課等）での関わりがあるか確認し、情報を整理する。
- (3) 必要に応じ、民生委員等関係機関に連絡し、情報を整理する。
- (4) 当所・関係機関からの情報から、緊急アセスメントシート・フローチャート（様式2-2）を参考にし、緊急度について判断をする。
- (5) 緊急度アセスメントシートの活用により緊急度が非常に高い（①②③）と判断された場合は、児童相談所へ送致する。送致については、できるだけ早く電話連絡し、その後送致書（様式3）を作成し送付する。
- (6) 緊急度アセスメントシートの活用により緊急度が高い（④⑤）と判断された場合は、原則として、町村要保護児童対策地域協議会対応とするよう情報交換する。ただし、内容によっては、児童相談所へ送致も検討する。
- (7) 緊急度アセスメントシートの活用により緊急度が中程度（⑥⑦）と判断された場合は、町村要保護児童対策地域協議会対応とするよう情報交換する。
- (8) 緊急度アセスメントシートの活用により緊急度が低い（⑧）と判断された場合は、福祉事務所による通常支援の中で見守りながら支援していく。必要に応じて、子ども支援員等の活用により、福祉事務所として支援を強化する。特に、関係機関と連携する必要がある場合は、要支援児童として、町村要保護児童対策地域協議会に情報交換し、関係機関とともに支援をしていく。
- (9) 上記の判断に迷う場合は、管内児童相談所に連絡し緊急度の判断について助言を受ける。
- (10) 送致や情報交換した場合は、受理から受理会議の結果対応について、記録し、決裁を得る。

参考：（神奈川県）「児童相談所実務の手引き」、（国）「児童相談所運営指針」令和6年3月30日付け全部改正

様式1

No.
-----

所長	副所長	部長	課長	課員	受付者

子ども虐待通告連絡票

連絡年月日	年 月 日 ( )	時 分					
子どもについて	ふりがな 氏名	男・女	生年 月日 (年齢)	年 月 日生( 歳)			
		男・女		年 月 日生( 歳)			
		男・女		年 月 日生( 歳)			
	住所	電話 ( )					
	居住状況						
虐待の内容	誰から:						
	いつから:						
	頻度は:						
	どんなふうに:						
	心配されること:						
現在の様子 (今いる場所、身体の状況、通学・通園状況等について)							
虐待の種類		身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的					
保護者(等)	ふりがな 氏名(主な虐待者)	生年月日	年齢	続柄	備考 (職業、特徴等)		
	状況						
通告者	ふりがな 氏名	関係	家族・近隣・児童委員・その他 ( )				
	住所				電話	( )	
	事実の確認	1 目撃をした 2 悲鳴や音を聞く等して推測した 3 疑わしい所見があった → 具体的に記載 ( )					
		4 関係者から聞いた → 関係者氏名・連絡先・通告者との関係等について記載 ( )					
		調査協力	調査協力 ( 諾 · 否 )		当所からの連絡 ( 諾 · 否 )		
その他(希望等)							

経過記録

## 生活福祉リスクアセスメントシート

児童相談所一時保護決定に向けたアセスメントシート		虐待通告・送致のフローチャート	
<p>①当事者が保護を求めている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている</p>			
<p>②当事者の訴える状況が差し迫っている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままで「何をしてかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど</p>			
<p>③すでに虐待により重大な結果が生じている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所: <input type="checkbox"/> ネグレクト 例:栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、( )</p>			
<p>④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例:頭部打撲、顔面攻撃、首縊め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、( ) <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、( )</p>			
<p>⑤虐待が繰り返される可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、( ) <input type="checkbox"/> 過去の介入 例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴、( ) <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱</p>			
<p>⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、( ) <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例:無表情、表情が暗い、鬱的、体の緊張、過度のスキニップを求める、( ) <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例:発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、( )</p>			
<p>⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例:拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 乳幼児健診未受診、( ) 例:鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、( ) <input type="checkbox"/> 性格的問題 例:衝動的、攻撃的、未熟性、( ) <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例:現在常用している、過去に経験がある、( ) <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない</p>			
<p>⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例:発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、( ) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例:攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、( ) <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例:被虐待歴、愛されなかつた思い、( ) <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、( ) <input type="checkbox"/> 家族状況 例:保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、妊娠・出産、ひとり親家庭等( )</p>			

作成 年 月 日

氏名 ( )

) 年齢( )

## 生活福祉リスクアセスメントシート

児童相談所一時保護決定に向けたアセスメントシート		虐待通告・送致のフローチャート	
<p>①当事者が保護を求めている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている</p>		<p>①当事者が保護を求めている。 いいえ　　はい</p>	
<p>②当事者の訴える状況が差し迫っている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままで「何をしてかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど</p>		<p>②当事者の訴える状況が差し迫っている。 いいえ　　はい</p>	
<p>③すでに虐待により重大な結果が生じている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所： <input type="checkbox"/> ネグレクト 例:栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、( )</p>		<p>③すでに重大な結果がある。 いいえ　　はい</p>	
<p>④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例:頭部打撲、顔面攻撃、首縊め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、( ) <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、( )</p>		<p>④重大な結果の可能性が高い いいえ　　はい</p>	
<p>⑤虐待が繰り返される可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、( ) <input type="checkbox"/> 過去の介入 例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴、( ) <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱</p>		<p>⑤繰り返す可能性 いいえ　　はい</p>	
<p>⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、( ) <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例:無表情、表情が暗い、鬱的、体の緊張、過度のスキニップを求める、( ) <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例:発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、( )</p>		<p>⑥子どもに明確に影響 いいえ　　はい</p>	
<p>⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例:拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 乳幼児健診未受診、( ) 例:鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、( ) <input type="checkbox"/> 性格的問題 例:衝動的、攻撃的、未熟性、( ) <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例:現在常用している、過去に経験がある、( ) <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない</p>		<p>⑦保護者のリスク いいえ　　はい</p>	
<p>⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例:発達や発育の遅れ、未熟兒、障害、慢性疾患、( ) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例:攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、( ) <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例:被虐待歴、愛されなかつた思い、( ) <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、( ) <input type="checkbox"/> 家族状況 例:保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、妊娠・出産、ひとり親家庭等( )</p>		<p>⑧可能性のある家庭環境 いいえ　　はい</p>	

作成 年 月 日

氏名 ( )

) 年齢( )

保福第 号

年 月 日

児童相談所長 様

保健福祉事務所長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

子ども	氏 名	(男・女)		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )		
	保育所・ 学 校 等 利用状況	保育所・学校等名 学 年 担 任		
	現 住 所	〒 電話 ( )		
保護者	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )		
	職 業			
	現 住 所	〒 電話 ( )		

送致理由	
送致に 当たっての 意見	
ケース概要	
対応経過	
ケース 担当者	所属 氏名 電話 ( )
添付資料	